

平成25年 1 月16日

於：三番町共用会議所

食料・農業・農村政策審議会
平成24年度第 1 回畜産部会速記録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開 会	1
2. 部 会 長 挨 拶	2
3. 委 員 紹 介	3
4. 生 産 局 長 挨 拶	4
5. 資 料 説 明	5
6. 意 見 交 換	20
7. 閉 会	41

開 会

○渡邊畜産企画課長

定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会、今年度第1回の畜産部会の開催をお願いしたいと存じます。皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は当部会の事務局を承っております畜産企画課の渡邊と申します。本日はよろしく願いいたします。

初めに、本日配付しております資料の確認をいたしたいと思います。本日配付しております資料は、資料一覧の紙に書いていますとおりでございます。資料1から資料7まで、それに加えまして参考資料1から3がございまして、お手元にもし不足があれば、おっしゃっていただければと思いますので、御確認をお願いしたいと思います。不足があれば事務局にお申しつけください。お願いいたします。

このうち参考資料1には、食料・農業・農村政策審議会の概要ということで、審議会の組織について記載しております。食料・農業・農村政策審議会は食料・農業・農村基本法に基づき設置されている審議会でございます。企画部会を初め、当部会も含め、9つの部会で構成をされております。畜産部会では畜産物の価格安定に関する法律ですとか、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法といった6つの法律の規定に基づく事項について調査・審議を行っていただくという所掌事務になっているわけでございます。そういったことが参考資料1に記載をされております。

また、参考資料2ですけれども、これは畜産部会に関する根拠法あるいは規定の抜粋を準備しております。

そのほか、昨日閣議決定をされました補正予算の資料も参考資料3としてお配りをしてございます。畜産関係では飼料穀物の備蓄対策、自給率の強化の対策、新マルキンといった経営安定対策の積み増し、機械のリース事業、借換資金の措置等、資金対策を補正の中で措置しております。

それに加えまして、資料1から7までが本体の資料ということで、本日、御説明して御議論をいただくということでございます。

部会長挨拶

○渡邊畜産企画課長

ここからは武内部会長に御挨拶をいただいた上で議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○武内部会長

部会長を仰せつかっております武内でございます。

私、昨年度の2回目は海外出張のために欠席をさせていただきましたので、ほぼ1年ぶりに皆さんとお会いすることになります。

言うまでもなく、政治の状況、国際経済の状況は非常に大きく変わっているわけです。昨年6月にリオ+20がございました。そういう中で、これからの経済成長のあり方について、世界でいろんな議論がございますので、少し御紹介だけさせていただきたいと思いません。

御承知のように、リオデジャネイロの地球サミットと呼ばれる会議が開催されてから20年経過して、昨年6月にこの会議が開催されたわけでありまして。これの非常に大きなテーマの一つがグリーン経済というものでございました。経済の成長と地域社会や環境の保全をいかに両立させていくかというのが非常に大きなテーマであったわけです。そういう中で、これまでのGDPだけに依存した経済の成長というもののとらえ方が、果たして、それでいいのかどうかということが議論されました。

そういう中で、私ども非常に親しいケンブリッジ大学のパーサ・ダスグプタという教授が中心になって、リオ+20ではInclusive Wealth Indexを提案したわけです。従来の生産資本だけにとどまらず、人間自身が資本であるという考え方、それから自然も大変大事な資本であるというとらえ方をして、それらをトータルに含めて豊さというものを考えていくことが大事なのではないかということでございます。

今、なぜそういうことを申し上げたかということ、私ども畜産を中心にして農業・農村の問題を考える上では、少し広い視野で豊さというものをとらえ、その中で私たちの政策を考えていくことが大変重要ではないかと思っているということで、こういうことを申し上げたわけでありまして。とりわけ畜産についてはさまざまな自然資源、自然資本を活用する方向で、この生産を図っていくということが何よりも重要だと私は思っております。

そういう点で、きょうは、価格だけにとどまらず、こういうことについて広く皆さん方に御意見をいただけるいい機会でございますので、少し幅広に皆さん方の御意見をいただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員紹介

○武内部会長

本年度第1回の部会ということでもございますので、改めて事務局から、本日御出席の委員と農林水産省側の出席者の紹介をお願いしたいと思います。

○渡邊畜産企画課長

私のほうから、本日御出席の委員の皆様方を五十音順に紹介させていただきます。

石澤委員でございます。

小谷委員でございます。

飛田委員でございます。

中野委員でございます。

那須委員でございます。

花田委員でございます。

晴野委員でございます。

残念ながら、きょうは近藤委員、笹崎委員、篠崎委員、野村委員、廣野委員、富士委員、山内委員、吉田委員におかれましては、所用により御欠席という連絡を受けております。

審議会に関する規定によりますと、委員と議事に関係のある臨時委員の3分の1以上の出席で会議を開き議決することができるということでございます。本日は全体で8名の委員の方々に御出席をいただいておりますので、部会として成立しておりますことを御報告いたしたいと存じます。

続きまして、本日出席をさせていただいております農林水産省の職員を紹介させていただきます。

佐藤生産局長でございます。

原田畜産部長でございます。

田村畜産総合推進室長でございます。

大野畜産課長でございます。

菅家牛乳乳製品課長でございます。

森田食肉鶏卵課長でございます。

池田畜水産安全管理課長でございます。

川島動物衛生課長でございます。

以上でございます。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

生産局長挨拶

○武内部会長

ここで佐藤生産局長より御挨拶をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤生産局長

改めまして、明けましておめでとうございます。

大変お忙しい中、本日、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本来でありますならば、政務三役がここで御挨拶申し上げるところ、本日は日程的に合いませんので、私がかわりに御挨拶させていただきます。

本日御参集の皆様方におかれましては、日ごろ畜産行政はもとより農林水産行政の推進に非常に御貢献していただいておりますことに、心より御礼申し上げる次第でございます。

年が変わり平成25年がスタートしたわけでございますが、私ども農林水産省としては、東日本大震災からの復旧・復興が一番の課題だと考えております。この復旧に当たりまして、関係省庁とも十分連携をとりながら、汚染物質の除去等、もろもろの問題について取り組んで参りたいと考えているところでございます。また、全体的なものに目を向けますと、とうもろこし価格が落ちついたかなと思ったんですが、最近、また首をもたげてきているというように、色々な問題が山積しているところでございます。

きょうは畜産をめぐる情勢ということで、委員の方から様々な御意見を賜るかと思っておりますが、私どもとしても、今回の新政権のもとでの24年度の補正予算といったところで、今申し上げましたようないろんな課題がございますので、参考資料にもありますように、予備費も含めて1000億を超える補正予算を組まさせていただきます。昨日、閣議決

定しているところでございます。いろいろな問題がございますので、できるものから解決していくという姿勢のもとに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

きょうは現場での色々な忌憚のない御意見を承れば幸いかと思っております。よろしくお願ひいたします。

○武内部会長

局長、どうもありがとうございました。

資 料 説 明

○武内部会長

早速、議事に入らせていただきたいと思っております。

議事の進め方については、本日の畜産部会では、平成25年度の畜産物価格等を審議する前段階といたしまして、まずは畜産・酪農をめぐる情勢等について事務局から説明をしていただきまして、せっきくの機会がございますので、委員の皆さん全員から御質問、御意見をいただきたいと考えております。平成25年度の畜産物価格等については、次回の畜産部会において農林水産大臣からの諮問後、当部会から答申したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、早速でございますが、畜産・酪農をめぐる情勢等について事務局から説明をお願ひいたします。

○渡邊畜産企画課長

かしこまりました。私から御説明をしたいと存じます。

まず資料3でございます。資料3には畜産物価格等の24年度の価格等の水準が一覧表で整理をされております。次回、農林水産大臣から諮問を受けて答申をしていただいて決定する価格は、これらの価格でございます。まず、加工原料乳の生産者補給金の単価と、その対象の限度となる数量。それから、指定食肉。これは豚肉と牛肉でございますが、豚肉、牛肉について安定上位価格と安定基準価格を定めるということでございます。それに加えて、肉用子牛。これは生きた子牛でございますけれども、子牛の保証基準価格、そして合理化目標価格を定めるということで、これについては次回、詳細に説明をさせていただきます。本日は、部会長からも御指示ございましたけれども、その前段階と

ということで、畜産・酪農をめぐる情勢という資料4に即しまして、周辺の状況を中心に説明をさせていただきたいと思います。

早速ですけれども、説明に入らせていただきます。

まず1ページでございます。最近の生乳の需給をめぐる状況でございます。生乳の生産量、23年度は猛暑あるいは震災という影響で、前年比1.3%の減ということだったわけですが、それを前年同期と比較いたしますと、2%の増加ということで堅調に推移しておるといところでございます。

また、24年度の用途別の処理量でございます。牛乳向けが前年同期比1.2%の減ですが、乳製品向けは6.3%の増。特に加工向け——バター、脱粉向けは8.3%の増、チーズ・生クリーム等に向けたものが4.7%の増加ということになっているところでございます。1点、右側の牛乳の生産量の推移の表の上から3段目でございますけれども、加工乳・成分調整牛乳が、21年度は45%増ということでしたが、最近、それは減少して推移しているというのが特徴的な動きかなと考えております。

次に2ページ、生乳需給の推移でございます。生乳については、すぐ処理をしないと腐ってしまうという中で、需要に即した供給生産をすることが何より大事だということでございます。そのため、生産者団体が中心となって計画的な需要に即した生産を実施しているという中で推移をしてきているわけでございます。下の棒グラフが在庫量ということで、青が脱脂粉乳、オレンジがバターでございます。この3年間を見ますと、若干減少傾向で推移をしてきているということでございます。

3ページ、生乳需給の構造でございます。生乳については用途別に取引が行われているというのが取引の実態でございます。箱が幾つかございますけれども、一番左側に飲用牛乳等向け、次に生クリーム等向け、そしてチーズ向け、加工原料乳向けということで、横が数量をイメージしており、縦が乳価でございます。乳価が用途別に定まっているというのが実態でございます。生乳1kg当たり飲用向けについては110円、生クリーム等向けについては75円、チーズ向けについては45円、加工原料乳向けについては70円ということでございます。

こういった用途別取引の中で、加工向けあるいはチーズ向けについては生産者補給金あるいはチーズ向けの供給対策の助成金といったものを措置しているということでございます。この補給金の単価、そして限度数量を次回、御審議していただくということでございます。

ます。

4 ページでございます。酪農関係の経営安定対策でございます。左上は今申しました補助金でございます。これが審議していただくものでございます。それに加えまして、その下にチーズ向けということで、88億円でチーズ向けにもキロ当たり14円60銭という単価で助成金を支払うという対策。さらには、その右側でございますけれども、酪農環境負荷軽減支援ということで62億円とございます。一定以上の飼料作付面積を確保している経営に対して、酪農が環境に与える負荷を軽減するための取り組みを支援するというところで、奨励金を支払うという対策をあわせて行っているところでございます。

以上、酪農でございます。

次のページからは牛肉でございます。5 ページです。左側のグラフの折れ線グラフ、棒グラフでございますけれども、これは牛肉の需給の推移でございます。平成12年ぐらいは結構高いところに水準がございますけれども、13年のBSE以降、国内のBSEあるいはアメリカのBSEということで消費が減りました。減った後、低空飛行しておりましたけれども、最近、回復ぎみで推移をしてきているということでございます。その中で、内訳が下の棒グラフでございます。青が国産、赤が米国産、緑が豪州産ということで、消費が減少した分は輸入が減少するという中で推移をしてきたという状況でございます。

次に6 ページは牛肉の価格の推移でございます。同じ期間の推移を見ますと、平成13年度、BSEで価格が大きく下がっておりますが、その後、復調いたしました。一方、18年ぐらいから景気が下り坂になって、リーマンショックもございまして、20年度、21年度、22年度と低下をしてきた。23年度については、大震災あるいは放射性セシウムによる稲わらの汚染で牛肉の問題ございましてグラフに谷がございますが、24年度以降、回復傾向で推移をしてきているという状況でございます。

原発の関係をもうちょっと詳しく見られるのは8 ページでございます。最近の東京食肉市場における枝肉価格の推移でございます。ちょっと見づらいたですが、岩手、宮城、栃木、福島の4県がセシウムの影響で出荷制限を原災本部長指示で受けた県でございます。赤が、その4県を除く全国平均のグラフでございます。23年7月あたりにセシウムの問題が勃発したわけでございますけれども、4県、特に福島が低落をいたしました。その後、年が変わるぐらいからは、福島は1県だけ振るわないんですけれども、それ以外の県については大体戻ってきたかなという価格の状況になっているところでございます。

枝肉価格の変動については次の9 ページ、新マルキンという対策を措置させていただ

ております。9ページに棒グラフがございます。一番右の棒グラフ2本、青っぽいのと赤っぽいのがございますけれども、収益悪化時でございます。赤っぽいところですが、生産費に比べて粗収益が低いときは、その差額の8割を補填するということで、そのための財源を国と生産者が3対1で積んでおき、経営の安定を図るという対策をしているところでございます。その下にある表が、その発動状況でございます。最近、ずっと発動が続いているという状態でございます。

10ページ以降は肉用子牛、今度は生きた牛のほうでございます。肥育の素牛となる肉用子牛について、黒毛、乳用種、そして、そのあいこのであります交雑種の価格の動向を掲げております。この折れ線グラフの中に保証基準価格、それから合理化目標価格と書いてある価格がございます。肉用子牛の生産安定のための特別措置法に基づきまして、毎年1度、当審議会の御意見を伺った上で定めるということで、次回、この保証基準価格と合理化目標価格について議論をしていただくということでございます。

価格の動向が折れ線グラフでございます。先ほど枝肉で見たのと同じように、13年度、BSEの影響で下がった後、特に黒毛のところは顕著でございますけれども、景気の回復に伴ってよくなったんですが、景気が悪化した19年度以降、低迷をしてきて、最近、ちょっと持ち直し傾向という状況でございます。

1ページ飛んでいただきまして、12ページでございます。肉用子牛についての対策でございます。先ほど保証基準価格、合理化目標価格と申しましたけれども、保証基準価格、左のほうに数字を書いておりますが、黒毛和種の場合、31万円ということでございます。その31万円のところから点線に応じて右のほうに視線をずらしていただきますと、保証基準価格と、その下に合理化目標価格という価格がございます。この保証基準価格、これは自由化対策ということでスタートした法律制度でございまして、自由化前の価格水準をもとに保証するという考え方のものがございます。

この保証基準価格、黒毛の場合ですと31万円、これを実際の平均的な売買価格が下回った場合には、その差額を生産者補給金として交付するという仕組みでございます。さらに合理化目標価格を下回った場合は、下回った部分の9割を補填するということで、そのために国と県と生産者がお金を財源として積んでおくという仕組みをとっているところでございます。この保証基準価格と合理化目標価格を次回、御審議いただくということでございます。

以上が肉用子牛でございます。

次に14ページに飛んでいただきまして、豚肉です。需給動向については、先ほどの牛肉と同じように、左側でございます。先ほど牛肉がBSEで落ち込んだと申しましたけれども、その分、豚のほう伸びたということでもあります。鶏肉も含めた肉の消費は大体横ばいで推移をしてきているというのが消費の状況でございますが、豚肉についてはBSE等で12、13、14年度と増えていったということです。その後、代替需要が一巡して低下をして今日に至っているということでございます。

豚の枝肉卸売価格が15ページでございます。一番左側が4月で、4、5、6、7と月ごとに書いておりまして、一番右が3月ということで、赤い線が今年度の価格の推移、これは卸売価格でございます。夏は価格が上がるんですけども、秋口から下がっていくというのが毎年の傾向になっているところでございます。

この中で、400円のところに安定基準価格という価格がございまして、545円のところに安定上位価格という価格がございまして、この価格の幅の中に変動を安定させようということで政策的な指標となる価格でございます。これは次回、御審議いただくということでございます。先ほど説明漏れしましたけれども、牛肉のほうでも同様に安定上位価格、安定基準価格を定めますので、次回、御審議をいただくということでございます。

また、16ページへ行っていただきまして、今申しましたような豚肉の価格の安定を図るための指標価格を定めるわけですが、それに加えまして、生産者対策として、牛のほうで新マルキンに当たるような対策が豚にもございます。保証基準価格460円というのが絵のところがございますけれども、実際の平均的な枝肉価格が460円を下回った場合には、その8割を補填するという仕組みで経営の安定を図るという対策をとっております。生産者と国がそのための財源となる基金を1対1で積んでおくという対策でございまして、その下の部分の数字が最近の発動状況でございます。

以上が豚の対策でございます。

次に鶏と卵が続きます。これは直接次回の審議に関係ございませんけれども、簡単に御紹介をいたします。鶏肉の需給ですが、13年、BSEの後、豚と反対に減ったんですけども、豚の消費が下回るときには鶏の需要が代替するというところで、肉の相互で代替関係が見てとれるというところでございます。

また、鶏肉の卸売価格です。18ページにございますとおり、23年度の後半から震災の後に輸入が増えたということで、赤い線が示しているとおり、軟調に推移してきたところでもありますけれども、最近になって回復傾向で推移してきているというところでございます。

19ページ、鶏卵でございます。鶏卵については、そのほとんどが国産、95%が自給ということで、輸入の多い他の肉とは状況が違っております。価格の動向が20ページにございます。鶏卵については、豚肉と同じように季節変動をするということでございまして、年末に向けて上がって行って、年明けに一旦下がって、また上昇していくというのが典型的な動きでございます。

次に、22ページ以降、えさの話を御説明させていただきたいと思っております。えさについては最近、高騰、高どまりということが話題になっております。近年の飼料穀物の輸入状況でございますけれども、左下の円グラフにございますように、配合飼料の相当部分、半分弱はとうもろこしが原料でございます。このとうもろこしについては、米国から伝統的に9割程度、輸入があるということで、このグラフでは86%ということでございます。とうもろこしについては、米国あるいはその他の国に相当頼っているということでございます。

最近の飼料穀物の状況ですけれども、24ページを御覧いただきたいと思っております。24ページ、折れ線グラフが4つございます。左上の折れ線グラフがとうもろこしのシカゴ相場の推移でございます。平成20年、2008年ぐらいからの推移が書いてございます。ここに来て、この1年ぐらい、非常に高くなっているという状況でございます。12年8月21日のところに1ブッシェル8ドル31セントというところがございますけれども、そこをピークにして、また上がってきた。ただ、最近では、7ドル24セントとございますが、その程度の水準になってきているということでございます。

もう一つ要因としてあるのが為替相場。これは右下にございますけれども、ずうっと80円を割るような円高水準だったわけですが、ここに来て円安になってきて、12年12月は平均84円というところになってはいますが、最近、さらに円安が進んできているという状況でございます。

他方、海上運賃。この右上にございますけれども、それは比較的安定的に推移をしてきているという状況でございます。

えさ価格の変動については配合飼料価格安定制度がございまして、25ページの棒グラフを見ていただきたいと思っております。25ページの棒グラフは、白い棒グラフの上に薄い青の棒グラフ、さらに濃い青の棒グラフと3つの絵がございまして、濃い青の一番上が配合飼料の実際の価格でございます。

これについては安定制度という政策的な枠組みがございまして、異常に高騰した場合には補填が行われるということで、濃い青と薄い青がこの制度による補填金として支払われる

ことになっておりまして、生産者の実質負担が白い棒グラフの高さの部分で推移をしてきているということでございます。一番右側の棒を2つ見ていただきますと、配合飼料価格はどうしても上がっているということで、補填金を支払うことで実質負担の上昇をできる限り抑制するという制度でございます。

次に、27ページでございます。飼料については、そういった中で外国に頼るということが多いわけでございますが、飼料自給率の向上を目指すという政策でございます。飼料全体では平成32年度に現在の25%程度の自給率を38%まで高めようということです。左側の棒が立っているのが粗飼料でございますけれども、粗飼料はできる限り国産で全部賄おうじゃないかと、一方、右側が濃厚飼料、穀物飼料でございますけれども、全部を国産でというわけにまいりませんので、目標として、32年度に19%を国産で賄おうということです。あわせて飼料全体で38%の目標を立てているところであります。

これに向けまして、28ページ以降の国産飼料基盤に立脚した生産への転換を進めるための諸対策を行っております。飼料増産の推進ですとか、エコフィードの拡大、さらには生産技術の向上、あるいはTMRセンターやコントラクターの育成という対策を行ってきているところでございます。

とりあえず、私からの畜産・酪農をめぐる情勢の説明はここで終わらせていただきたいと思えます。

続きまして、食肉鶏卵課長から肉用子牛の規格の関係について御説明させていただきたいと思えます。

○森田食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長でございます。

私から、資料5に基づきまして、肉用子牛生産者補給金制度における指定肉用子牛の体重の規格の見直しについて御報告をさせていただきたいと思えます。資料5を御覧いただきたいと思えます。

まず1ページ目でございます。先ほど畜産企画課長から話がありましたが、肉用子牛生産者補給金制度ということで、保証基準価格、合理化目標価格をこの審議会で御議論いただくことになっております。この下の絵に書いてございますように、肉用子牛の平均売買価格が出てきまして、その価格との差を補給金で出すという仕組みになってございます。この平均売買価格は、大臣が指定した家畜市場で取引される子牛のうち農林水産省令で定められた体重の範囲内の子牛の価格から算定するとなっております。今回、この省令の

規格を改正したいと考えてございます。

2 ページ目を御覧になっていただきますと、現行の省令規格では、どのような体重の範囲になっているかというものを示してございます。省令で定められておりますけれども、例えば1 番目の黒毛和種においては、240kg以上310kg以下の大きさの子牛が対象になるということでございます。6 番目のホルスタイン種でございまして、220kg以上310kg以下というものが省令規格で定まっているところでございます。

次の3 ページ目を御覧になってください。会計検査院から24年4月に指摘がございました。こここのところを書いてございますように、肉用子牛生産者補給金制度について、この省令規格が元年の省令制定以降、変えられていないということで、家畜市場における取引の実態を反映したものになるよう見直しを行えということでございます。下のほうに書いてあるものも同じような内容でございます。こういったことを踏まえまして今回、見直しを行いたいということでございます。

次の4 ページ目を御覧になってください。現行の省令規格の算定の方法がここに書いてございます。肥育向けに飼養されています代表的な純粋種について、現行の省令規格においては、昭和57年から63年度の7年間に家畜市場で売買された子牛の平均体重を算定いたしまして、その平均値から上下1標準偏差の範囲をとりまして、10kgに四捨五入して省令規格を決定いたしました。ホルスタイン種を母とします交雑種については、当初はホルスタイン種と同区分として取り扱われておりましたけれども、12年度以降、ホルスタイン種から分離されました。その際に体重の範囲はホルスタインと同様とされて運用されてきたところでございます。

次に5 ページ目でございます。今回、会計検査院の指摘を受けまして、平成17年から23年度の7年間、この7年間というのは、牛のサイクルがございまして、キャトルサイクル7年間ということで、前回と同じように7年間としているわけでございます。この7年間に指定市場で売買された子牛の体重データを使いまして、先ほど御説明いたしました現行規格と同様に算出いたしました。交雑種についても同様に算出したところでございます。

6 ページ目に現行のものと見直し後の計算したものが書いてございます。例えば黒毛和種でございまして、現行「240kg～310kg」が見直し後は「250kg～320kg」と、上下ともに10kgずつ増えるということでございます。その下の褐毛和種では「260kg～340kg」が「260kg～330kg」ということで、下限は同じですけれども、上限が10kg下がる。また、6 番目のホルスタイン種でございまして、現行「220kg～310kg」のものが、今回の見直し

によりまして「250kg～330kg」ということで、下限が30kg、上限が20kg、上がるということでございます。

7ページ目でございます。新たな省令規格は25年度から適用したいと考えておりまして、3月末までに省令を改正したいと考えております。次回の審議会においてお諮りする25年度の保証基準価格、合理化目標価格の算定については、今御説明いたしました新たな省令規格に基づいた平均売買価格を用いて算定したいと考えております。

この下に書いてございますように、次回、保証基準価格の御説明のときに詳しく説明させていただきますけれども、この市場取引価格換算係数というところに、新しい規格によりました市場取引価格を用いて、算定したいと思っております。この算定は今回、会計検査院の指摘に基づいて行うものでございますけれども、実際に牛の体格が大きくなっていることに基づきまして、適切にできたものかなと思っております。

以上でございます。

○渡邊畜産企画課長

引き続き、恐縮でございますけれども、資料6について御説明をさせていただきたいと思えます。「原発事故の畜産業への影響と対策」という表題の資料でございます。先ほど牛肉の枝肉価格の部分で原発関係の影響にも若干触れましたけれども、詳細に御説明をさせていただければと思っております準備をいたしました。

まず1ページでございます。畜産物の安全管理体制でございます。放射性物質については、諸界の意見も聞きながら、厚労省で食品の基準値を作っているわけでございます。一般食品についてはキログラム当たり100ベクレル、牛乳・乳児用食品についてはキログラム当たり50ベクレルを超えた畜産物が流通しないように各県がモニタリングの検査を実施しているということでございます。これについては24年4月1日から新たな基準値ということで適用されております。牛肉は半年間の経過措置を設けて10月1日から適用ということでございます。

畜産物については、肉にしても、乳にしてもそうですけれども、基準値を超える放射性セシウムを含まないようにするためには、何といたってもえさの管理が大切でございますので、えさについても暫定許容値を設定あるいは必要な改訂を行いまして、適正なえさの管理をするという対応をしております。あわせまして、検査体制を強化して、安全な畜産物しか出荷されないような体制を構築してきているというのが今の状況でございます。

放射性物質の調査結果が次のページでございます。調査結果を見ますと、表になっ

ておりますが、原乳については、3月の原発事故当初には暫定規制値を超過したものがあ
りましたけれども、23年4月以降を見ますと、全て50ベクレル/kg以下ということで、新
基準値を超過した原乳は、23年3月にあったものの、4月以降は実は見つかっていないと
いう状況でございます。

他方、牛肉については高濃度の放射性セシウムを含む稲わらという問題があったわけ
ございまして、暫定規制値を超過したものはございましたけれども、表に総検体数を書い
てございますが、これだけの検査をしています、去年の10月に新基準値100ベクレル/
kgに移行した後は、超過事例は2例のみということで、相当減ってきているということ
あります。

他方、豚、鶏については、稲わらは食べません。とうもろこしですとか穀類、輸入飼料
に依存しているものですから、これまで調査したもの、鶏肉、鶏卵については全てが基準
値以下ということです。豚肉については、新基準値の適用以後、1例だけ見つかっている
という状況になっております。牛肉について棒グラフでかいたのが3ページでございます。
ほぼ全てが100ベクレル/kg以下ということでございます。

4ページでございます。牛肉にしても、乳にしても、えさの放射性セシウムの汚染がそ
れに移ってくるということでございますので、24年産の牧草等のモニタリングにしっかり
取り組むことが重要になるわけでございます。新たな許容値を下回る粗飼料のみが利用さ
れるように、23年度の調査で暫定許容値を超える放射性セシウムが検出された8県、ここ
に県名が8つ書かれておりますけれども、これら8県でモニタリングをしっかりやるよう
にということで対応しております。

その結果でございます。単年生の粗飼料、イタリアンライグラスですとか、青刈りとう
もろこしですとか、毎年、耕起・播種されるものは、福島の一部を除いて利用が可能とい
うことでございます。他方、永年生の牧草、オーチャードグラス等でございますけれども、
茨城、埼玉、千葉県は全域で利用が可能となっている一方で、ここに岩手、宮城、福島、
栃木、群馬とございますが、これら一部地域では、検出される結果によって、利用の自粛、
そして除染をしようという指導をしているという状況でございます。

牧草地について、放射性物質がえさに移らないようにするための対策が5ページにご
ざいます。今申しあげました岩手、宮城、福島、栃木、群馬の5県で、約3万8000ヘクタ
ールの草地を除染することが必要と見込んでおります。23年度は約2000ヘクタール実施、24
年度は、東電による賠償でやっていただくということが基本でございますけれども、一部

事業も活用しまして1万7000ヘクタールの除染を実施する見込みということでございます。これは東京電力による損害賠償ということで、飼料の給与制限についても、いわゆる損害賠償の対象となる損害を類型化した中間指針にも掲げられておりまして、賠償で対象になるというものでございます。

6 ページに具体的な除染の方法を掲げております。基本的には反転耕、これは30cm以上、要は深く掘って土を上下ひっくり返すということでございますけれども、そういった反転耕を推奨しております。また、困難な場合には、状況に応じて通常の耕起。これによっても、えさへの移行がかなり低減するというところでございます。他方、なかなか除染が難しい問題としては、急傾斜している牧草地ですとか、石が多いところはなかなか難しいんですが、そういったところについても無線トラクターが活用できないかという話、それからストーンクラッシャーを使えないかということを検証中でございます。

一方、これから除染をしなければならない部分が多いわけでもございまして、7 ページでもございますが、代替飼料の確保が大事になるということでもあります。震災直後は輸入乾草を使いましょうということ、あるいは家畜改良センターからも提供するというのもございましたけれども、23年8月からは実質的に畜産農家の負担なしに代替飼料の現物供給をできるような取り組みを支援する緊急対策を実施しており、現在、それを活用して粗飼料の供給を支援しているというところでございます。今のところ、現場からの聞き取りでは、粗飼料が量的に不足する状況にはないという報告を受けているところでございます。

一方、8 ページですが、汚染廃棄物の処理をしなければならないという問題もございまして。放射性セシウムに汚染された稲わら、この中には高濃度のものもあるわけですがけれども、あるいはセシウムに汚染された牧草、あるいは、それらを食べた結果出てきた堆肥です。牛糞堆肥といったものについては放射性セシウムを含むので、その処理が問題になるということです。特に8000ベクレル/kgを超えるものは指定廃棄物ということで、環境省の所管でございましてけれども、国が処理をする。一方、8000ベクレル以下のものは一般廃棄物として市町村等が処理をするということが原則でございまして。

農林水産省としては、そういった処理までの間、営農に場所をとって邪魔だという問題があるわけでもございまして、そういった支障が出ないように、あるいは風評被害の原因とならないように、場所を決めて一時保管をするという取り組みを推進しているというところでございます。処理というのは、周辺住民の理解が難しい面もございまして、なかなか進まないところもあるわけですが、粘り強く取り組んで処理が進むように対応してい

きたいということで取り組んでいるところでございます。

9ページ、汚染稲わらの分布状況等でございます。日本地図の色で塗ったところ、汚染稲わらは特に宮城、福島、岩手、栃木にあるわけでございます。一時保管は8割超の部分でできている状況にあるということで、残りについて作業中でございます。

10ページ、汚染牛ふん堆肥でございます。稲わらが流通したということもあって、13県の2500戸で汚染された牛ふん堆肥が確認されているわけでございます。98%が4県でございますが、8000ベクレルを超えるものは約3%ということで、それほど数量は多くないわけですけれども、濃度に応じて、先ほど申し上げたような原則で処理をしていくということでございます。また、一部8000ベクレル以下については還元利用も可能ということで、処理ということも含めて対応してきているところでございます。

11ページが汚染牧草でございます。汚染牧草は、モニタリングしてみると、そのほとんどが8000ベクレル以下ということで、一般廃棄物としての焼却あるいは生産された圃場へのすき込みが認められているわけでございます。ただ、牧草ですから、かさばるということでもありまして、量がかなり膨大であり、大半が農家段階で一時保管をされているということでございます。こういった防水シートをちゃんと利用する、あるいは集中保管ができればするというのをしっかり取り組んでいきたいということでございます。

12ページが原発事故への賠償でございます。賠償については、先ほど言及しましたけれども、中間指針が出されております。中間指針に掲げられた損害の類型に該当するものについては、その類型に当てはまれば東電にも賠償責任があるという整理になるわけです。出荷制限あるいは給与の制限等に係る損害については賠償の対象ですと。さらに風評被害については、例えば牛肉ですと、2つ目のポツにございますが、汚染稲わらの流通した17道県では牛肉等の価格低下は風評被害、さらに除染に要する経費も中間指針に掲げられておりまして、東電の賠償の中で対応していくことになっております。

それを踏まえて各地域で損害賠償の請求が行われているわけですが、13ページに損害賠償の支払いの状況がございます。請求額、支払額、それから何割ぐらい支払われたかということ掲げております。地域によって若干でこぼこございますが、全国で見れば、農業あるいは畜産も8割程度支払われているということでございます。

最後に15ページです。原発周辺の区域の家畜でございます。原発から半径20キロ圏内で、放れている牛等がいるわけです。これについては原子力災害本部長の指示に基づいて捕獲を進めております。本当に危ないものですから、しっかり捕獲をして復興を支援している

という状況でございます。

原発につきまして、説明は以上でございます。

○川島動物衛生課長

引き続きまして、資料7でございますけれども、最近の家畜衛生をめぐる情勢について御説明をいたしたいと思っております。ポイントを絞って御説明したいと思っております。

まず1ページを御覧いただきたいと思っております。主な伝染病の発生状況でございます。下の表にございますように、口蹄疫が22年に292戸で発生をしたということになっております。また、下から2番目にあります高病原性鳥インフルエンザは、22年に1戸、23年に23戸という発生を見ております。幸いに24年度は発生がございましたけれども、3ページに飛んでいただきますと、日本を取り巻きます周辺のアジア諸国で、口蹄疫は赤く塗ってございますけれども、まだ発生をしております。御覧いただいたらわかりますように、台湾、中国、ロシアは最近も継続的に発生をしているという状況でございます。

次の4ページでございますけれども、そういう状況の中で中国でございますが、昨年11月に大連市で口蹄疫が発生をしたということでございます。大連市地域では過去15～6年、口蹄疫は発生をしていなかったという地域でございますけれども、確認をされたということがございます。そこから輸入をしております中国産の稲わら、これは家畜のえさに使われるものでございますけれども、口蹄疫の発生がございましたので、輸入手続を停止しているという状況でございます。家畜衛生上の問題がないかということをご中国に照会しているところでございまして、安全性が確認できるまでは、この停止手続を継続したいと考えております。

輸入する稲わらについては、農林水産大臣が法律に基づきまして指定をする施設で一定の条件を満たして処理したものだけ輸入を認めるという仕組みになっております。資料に書いてございますように、過去3年間、半径50キロ以内の地域の口蹄疫の発生のない場所で生産され、処理及び保管されているものということと、加熱処理条件をきちんと満たしているものとなっております。

大連の地図がございまして、23の加熱処理施設が指定がされております。これは大連市に存在しておりますので、半径50キロ以内には存在しないということは確認できておりますけれども、この指定施設に納入する稲わらの加工等をする中間処理施設が163施設あるということになってございまして、そういう中間処理施設が50キロ以内にはないかどうか、あるいは稲そのものの生産地がそういう地域にはないかどうか、そういった状況を確認

している状況になっております。

1 ページめくっていただきまして、5 ページです。そういう状況でございまして、まだまだ周辺諸国では発生がありまして、日本に入ってくるリスクも高いという状況でございまして、特に空海港での水際検疫、写真にありますように、注意喚起ですとか、質問票を空港で配付する、あるいは検疫探知犬を使う、消毒マットを置くといったような形で、海外からの病気の侵入を防止することに努めておるという状況でございまして。

6 ページでございまして。高病原性鳥インフルエンザでございまして。昨年の秋、11月、12月ぐらいから、大陸から渡り鳥が日本に飛来をするというシーズンに入っておりまして、2月、3月にかけて大陸に戻っていくという状況でございまして。鳥インフルエンザが侵入してくるリスクも高いということで、四角の上の2ポツ目にあります家きんですとか、野鳥の検査をやっておるということとございまして。家きんについては私ども農水省、野鳥については環境省で検査をしているという形をとっております。また、家きん農場での衛生管理についても徹底をしていただくということ、あるいは実際に発生があった場合の防疫演習ですとか、そういった危機管理体制の構築をするという取り組みもしております。

少し飛んでいただきまして、10ページをお開きいただきたいと思います。先ほど畜産企画課長の御説明に出ておりましたBSEの関係の対策でございまして。四角の上のほうにあります。平成13年に初めて確認されて以降、これまで合計36頭で発生が確認されております。一番下のポツにありますが飼料規制を実施した直後に生まれた平成14年1月生まれのものが最後になっておりまして、それ以降に生まれた牛での発生は確認されておらず、11年が経過をしようとしております。また、下の表の一番右下に36例目、これは見つけた年でございまして、21年1月ということで、これまで4年間、確認がされていないということとございまして。ある程度、清浄化が図られてきていると考えております。

11ページを御覧いただきますと、日本においてとっているBSE対策の概要を書いてございまして。一番上のポツ、と畜場においてBSEの検査を実施するとか、特定危険部位の除去をする。これは食品としての牛肉の安全性を確保する観点から厚生労働省がやっております。2つ目のポツ、いわゆる飼料規制によりまして感染源を遮断するという措置。それから、農場で死亡した牛について検査をする。こちらは農水省で担当して、こういう形で我が国のBSE対策が実施されておるということとございまして。

次のページでございまして。国際的に見ても、各国とも今申し上げましたような対策を講じております。1992年、全体で言いますと、3万7000頭を超えるBSEの感染牛が確認さ

れておりましたけれども、その後、徐々に低下しております、2012年では11頭という形で、国際的に見ましてもかなりコントロールがされるような状況になっているという状況でございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。そういう状況になってまいりましたので、厚生労働省で一昨年、平成23年12月に食品安全委員会に3つのリスク評価を依頼しております。3つと申しますのは、下の図にございますが、1つが国内措置の見直し、検査月齢を20から30にする、あるいはSRMの見直し、範囲の見直しをする。2番目は国境措置。アメリカ、カナダ、フランス、オランダについて、同じような見直しをするといったようなこと。3番目は、1番と2番の評価が終わった後に、国際基準等を踏まえて、さらに対象月齢を引き上げることができるかどうか。こういう3つについて評価を依頼しております。上の囲みの2ポツ目でございますが、昨年10月22日に食品安全委員会から厚生労働省に対して、1と2の結果について、人の健康への影響は無視できるという旨の答申が行われております。

これを受けまして厚生労働省で現在、具体的なリスク管理措置の変更について検討しているという状況でございます。また、3の諮問、リスク評価の内容については現在、食品安全委員会で引き続き審議が行われているところになっております。

14ページをお開きいただきたいと思います。厚生労働省が食品安全委員会の答申を受けて、どういう手続をしておるかという資料でございます。左から4本目の柱に食品安全委員会の答申が12年10月22日にごさしまして、その後、厚生労働省において、自治体への説明、厚生労働省の審議会であります薬事・食品衛生審議会に報告が行われ、その後、二国間協議、現地調査あるいはパブリックコメント、こういった手続を経まして、今月の22日と24日に東京、大阪で一般への説明会が行われるということになっております。また、その説明会が終わりました後、薬事・食品衛生審議会に改めて報告をするということで、これは1月28日に開催されるということが公表されております。そういった手続を経まして、輸入措置、国内措置について見直しが行われていくという状況になります。

最後でございますが、15ページでございます。先ほど申しましたように、日本は、かなり清浄化が図られてきたということになっておりますので、2009年に国際機関であるOIEから、3つのステータスのうちの真ん中の「管理されたリスクの国」として、既に認定を受けております。さらに清浄化が進んできたということで、一番上位の「無視できるリスクの国」という国の要件を満たす時期が今年の2月に来るということで、昨年、認定申請

をしておりまして、早ければ、今年の5月のO I Eの総会で評価結果が出されるという状況になっております。

以上でございます。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

皆さんから御意見、御質問をお受けする前に、ここで10分の休憩を取りたいと思います。14時45分から再開をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

意 見 交 換

○武内部会長

再開をさせていただきたいと思います。

先ほど事務局から説明がありました内容等を踏まえて、御意見、御質問等を自由に御発言いただきたいと思います。せっかくの機会でございますので、石澤委員から順次発言をしていただければと思います。その後、御質問等については一括して事務局の担当者より回答をお願いしたいと思います。きょうは比較的時間に余裕がありますので、思いのたけをお話しいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石澤委員

御指名をいただきありがとうございます。

青森にも結構いろんな雪が降りますけれども、東京のこういう雪はなかなか体験したことがありません。太宰の「津軽」の中に7つの雪が降るんですけども、この雪は8つ目ぐらいの雪なのかなという感じで、感動しながら見させていただきました。そういう中で今回の畜産部会、色々資料を準備していただいて、本当にありがとうございます。

その中で、特に一番大きいのはえさの価格の点なんです。安定基金等の制度が色々あるのは大変ありがたい話ではありますが、最終的に生産者がみんな負担しなければいけない金額だということが最近、どの新聞を見ても余り丁寧に説明されていない。スーパー等に行くと、「補填金があるから、生産者は大丈夫だろう」ということで、価格については上げられない状況になっています。特に卵は物価の優等生と言われますし、ほかの畜産物もほぼ同じような状況だと思いますけれども、これが借金だということがほとんど知

られていないということだけは認識いただければと思います。

今後の課題については畜産全体として考えていかなければいけない問題でしょうけれども、平成29年ぐらいまで負担しなければいけないというのは大体見えていますので、次の世代まで残していいものかというのは、これからの検討課題ではないかなと思います。

次に、自給飼料の問題です。飼料用米については、しばらく多収穫用の米を作付ける方向で動いてきたように思いますけれども、昨年あたりは食用米と同一品種を作るようになってしまっています。

テレビ番組で見たんですけれども、地球の裏側で、非常においしい米であり、かつ、1トン以上とれるような米もあるやに聞いています。一度見に行かなければいけないのかなと思います。日本で、このままの状態で行くと、ただ補助金だけもらっているようなことになると思います。多収米に挑戦ができるような仕組みを考えていくべきではないかと思っています。

あと2つだけお話しさせていただきます。太陽光が随分話題となり、農地の上に太陽パネルが沢山設置されました。このことについては議論を色々言うつもりは余りないんですが、メタンガスが太陽光並みの高い買取価格である一方で、鶏ふんや畜ふん尿については産業廃棄物のような価格になっている。この辺についてももうちょっと検討が必要な気がします。産業廃棄物と畜ふん尿は、果たして一緒くたにしていいのかなという思いがあります。

畜ふん尿というのは、一番安定してエネルギーを得られ、また、今後、ますます肥料が足りなくなっていくことが予想される中、この間、帯広畜産大学で見させていただいたのですが、メタンガスを取った後の汚泥は非常にいい肥料としての利用もできる。メタン発電の仕方については、まだまだ課題があるようですけれども、この辺についても今後の課題なのかなと思っています。

最後に福島の話です。放射能問題が出て、利用できなくなった牧草なり、そういうたぐいのバイオマス資源ですけれども、先日、岐阜でエタノール製造工程で大幅に減容できるという技術を見させていただきました。農水省では、こういった技術についてどういうふうな見解なのか。もし拝見したような状態であれば、放射性廃棄物の減容化につながり、処理する可能性が高まり、復旧に向けてのはずみがつくのではないかなという気がしたんです。

以上、4つほどお話しさせていただきました。きょうは色々なお話を聞かせていただい

て、ありがとうございました。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

引き続きまして、小谷委員、お願いいたします。

○小谷委員

専門職の先生方がおられる中で、私は消費者に近い立場から最近感じていることをお話ししたいと思います。

よく飲食店の取材をするんですが、最近、改めて国産の地域ブランドや農畜産物をテーマにしたレストランといった店づくりが増えていて、しかも成功しているという印象を受けるんです。国内のブランドといいますと、昔でしたら松坂牛とか神戸牛という高級なものが多かったのですが、最近は安価な地域ブランドを扱い、レストランのオーナー自身が各生産地に訪ねることを旅の喜びとしているような話をよく聞くんですね。

その中で最近おもしろいと思ったのが山梨の耕作牛のローストビーフだったんです。耕作牛というネーミングが初めてだったので、私はおもしろいなと思ったんです。いわゆる耕作放棄地に経産牛を放牧して、耕作放棄地がブドウ畑に開拓されるという生産過程がありまして、その後のビーフというので、耕作牛なんですけれども、ローストビーフでリーズナブルにおいしくいただきました。

冒頭の武内部会長のお話でも自然資源、自然が資本というお話がありましたけれども、国産の畜産物の役割というのは良質な食べ物という以外に、いわゆる国土とか農業、農地を保全して継続していくことにつながると思うんです。以前にも、日本の食文化を世界遺産にというお話がありましたけれども、でき上がった和食がおいしいだけではなくて、その生産過程ですとか、日本の文化としての農業、それらをひっくるめた農業や畜産が大事だということを、消費者として知ると、おもしろいなと思って買いたい人は多いと思うんです。

震災以降、いわゆる「エシカル消費」という、応援したい消費者が増えていると思うんです。個々のレストランとか生産者だけに頼るのも限界があると思うので、政権も新しくなりましたし、改めて専門性のある畜産の関係団体や支援機関の連携も含めて、情報発信や各地域の農業を活性化するような取り組みをお願いしたいと思います。

きょうは、那須委員も出席されていますけれども、女性の生産者のネットワークやパワーを強く感じますので、女性の意見や取り組みが反映されるような施策も改めて希望した

いと思います。

以上です。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

引き続きまして、飛田委員、お願いいたします。

○飛田委員

私は生産者の立場で考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、原発対策。汚染された飼料あるいは稲わら、堆肥は早く始末をしてあげることが基本ですので、それを進めていただくということを最初にお願ひしたいと思います。

次に加工原料乳の補給金についてでございますが、酪農家、畜産家あるいは豚の方も、鶏の方も、えさ高で非常に大きな苦勞をされているというのが現状です。先ほど説明があったように、19年以来、価格が1万円以上の上げで推移をしている。今の価格安定制度においては、高どまりしているものについては補填が実施されない仕組みですから、できれば、この制度の見直しもお願いをしたいのですが、さしあたって、今は補給金対策で話をさせていただきます。えさ高の中で、今は円安傾向ですから、またえさ価格が上がる、あるいはアメリカでの干ばつの影響もありますから、まず補給金でどのように補っていくか。私どもとしては、単価については上げていただくということを基本に考えていただきたい。

加工原料乳の限度数量については、近年、そこまで到達していないのが事実ですから、現行維持を基本に、適正な水準にさせていただきたい。

続いて、肉用子牛の生産者補給金ですが、子牛の関係は、えさ高で非常に大変な状況になっておりますので、この点についてももしっかり検証していただきながら、できる限り引き上げを要求していきたいと考えております。

もう一つは、畜産・酪農経営安定対策、全国一律の方向で動いておりますけれども、生産を維持・拡大していくために地域の実態を踏まえた対策を作っていただきたいというのが私どもの考え方です。こういう状況の中で、特に酪農家は搾乳を中止するという方が非常に増えております。北海道においても年間2%から3%の方が搾乳を中止することです。ただ、乳量は、おかげさまで、対前年比101.5%。それはどういう体制で生産をしているかという、200戸以上の方がやめる、それをカバーして、その上に施設投資もしながら搾乳をしていくというのが現実ですから、そのことを十分踏まえた中で今回の対策を考えていただきたいというのが私どもの考え方です。

以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

中野委員、お願いいたします。

○中野委員

日本乳業協会の中野でございます。

年明け早々、農林水産省で国土強靱化、競争力強化、経営環境悪化に対する緊急措置、それから攻めの農林水産業の前倒しと、この3つの柱で農林水産関係の総額、約1兆円強の補正予算を組んでいただき、酪農畜産経営の現在の状況を十分に踏まえていただきましたこと、まずもって感謝を申し上げます。

このことから十分に厳しい環境を御理解いただいておりますが、私からは乳業者の視点から5つほど関連した意見を述べさせていただきます。ちょっと長くなるかもしれませんが、時間には十分あるということなので、お許しをいただきたいと思っております。

1つは、牧草地の除染、風評被害といった、いわゆる放射能問題でございます。2つ目は自給飼料の拡大支援と直近の配合飼料価格上昇に関する課題でございます。3つ目が需給に関する課題です。4つ目が、今回のテーマとは外れるかもしれませんが、TPPに関する課題。最後に、加工原料乳の限度数量と補給金単価に関連するお願いを述べさせていただきます。

まず、1つ目の牧草地の除染対策の強化と汚染堆肥の早期処分、それから風評被害対応についてのお願いをさせていただきたいと思っております。

牛乳・乳製品におけます安全性の確保のためには、生乳生産段階での飼養管理等の徹底が不可欠ということでございます。原発事故による放射性物質により牧草地が汚染されたことに対して、農林水産省として積極的に圃場の清浄化や除染対策あるいは自給飼料使用制限農家に対する経済的な支援等を実施されていることに対して、乳業者としても感謝を申し上げるところでございます。

被災エリアでは、未だに処分が進んでおらず、行き場のない汚染牧草や堆肥があると聞き及んでおります。除染後のリスク回避の視点からも行政主導による焼却等の処分推進が必要と考えておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思っております。被災エリアの生産者の皆さんが不安なく安心して生乳生産に従事できるよう、行政主導支援による営農環境の復元ということをお願ひしたいと思っております。

それから、新基準値への移行問題です。放射性物質の新基準値への移行以降も風評被害が完全には払拭されていない中で、特に農林水産省、経済産業省から「被災地域の復興に向けた被災地産品の消費拡大について」という通達文書を出していただきましたことに対して、乳業者の立場からも大変感謝を申し上げます。

しかしながら、自治体のモニタリング検査や会員企業における確認・検証・検査において十分に安全性が確保されているものの、まだ風評被害が残っているということも事実として認識をしております。乳業界といたしましても、これまで以上に風評被害払拭に向けて丁寧かつ粘り強く努力をしていくつもりでございますが、行政の皆さんのさらなる指導と御支援をお願いしたいと考えております。

それから、2つ目の酪農基盤の安定、食料自給率向上に向けた自給飼料の拡大支援、配合飼料の価格上昇に関する関連対策の強化についてお願いでございます。酪農基盤の回復と安定化や食料自給率の向上、国土の保全等の観点から、中長期的に見ますと、自給飼料対策の拡大と維持が重要であると思っております。飼料自給率向上に向けた自給飼料増産対策の支援、強化への対策を今まで以上に引き続きお願いしたいと考えております。

一方、配合飼料に関連しては、先ほどから話が出ておりますように、最大の飼料穀物輸入元である北米での歴史的な干ばつ被害等によって穀物価格が上昇しています。国内の10～12月の配合飼料供給価格は大幅に引き上げられております。1～3月については据え置かれましたが、生産者の皆さんの実質的な負担額は前期よりも増加しているという状況にあります。

農林水産省では、異常補填基金発動基準の引き下げであるとか、異常補填基金から通常補填基金への無利子貸付等の、いわゆる配合飼料価格高騰対策が示されております。生乳生産基盤の回復を願う乳業者としても、一連の対応について感謝をしております。北米における干ばつ被害の深刻化については、今年の夏と比べますと相場は落ちつき、下げの兆しもございますが、まだまだ期末の在庫見通しは低水準であるということと、為替が円安に動いていることから、依然として、先行き相場の上昇の懸念はぬぐい去れないものがあると思っておりますので、基金積立金の引き上げ等も行うこととしておりますが、配合飼料価格上昇を視野に入れて配合飼料価格安定制度の適正な運用や財源の確保をお願いしたいと思っております。

3つ目は、平成25年度に向けた需給対応についての意見でございます。日本乳業協会では需給委員会を開催し、関係者の皆さんに対する適切な需給予測等の情報発信に努めてお

り、安定供給に向けた冷静な対応をお願いしてきた経緯がございます。幸い農林水産省、農畜産産業振興機構の適切なカレントアクセス対応及び2000トンのバターの追加輸入等によりまして、昨年は、バターの最需要期でもある程度必要量の供給ができたと思っております。また、脱脂粉乳についても、昨年末、25年度のカレントアクセス枠から、5000トンの輸入アナウンスがなされ、適時放出されることによって供給への不安は市場である程度払拭されていくのではないかと考えております。これにつきましても、皆さんの御努力と御対応に深く感謝を申し上げます。

今年度、中酪（中央酪農会議）では、向こう3年間、増産型の計画生産を決定し、我々乳業者も生乳生産基盤の回復に向けて乳製品向けの乳価上げに合意した経緯がございます。現在、生産者の皆様に積極的に増産に取り組んでいただいております。昨年の酪農乳業十大ニューストップには、年間の生乳生産量が9年ぶりに増加という、うれしいニュースも選ばれております。今後もこの傾向の継続に期待を膨らませているところでございますが、現在の需給予測では平成25年度もバター、脱脂粉乳ともに需要が供給を上回ると見込んでおります。こうした需給構造が常態化することについて大きな懸念を持っているところでございます。

過去の需給の変遷をひもといてみますと、需給逼迫によりまして安定供給に支障を来した後の国産の需要は、輸入調製品や代替品への移行によって減少してしまうという傾向が明かに見られております。現在も生産者の皆様は全力で増産に取り組んでおり、こうした状況下で国産乳製品需要が減少することは何としても回避をしたいと思っております。乳業者は安定供給に向けた努力はもとより、あわせて消費拡大に向けて取り組んでまいりますが、需要期の前にいかに不足懸念を払拭しておくかということが大切だと思っております。このことが供給と価格という消費拡大を行う上でポイントになる2つの安定をもたらすものと考えております。

4つ目はT P P関連でございます。貿易自由化や国際化が日本の経済にとって重要課題であることについては十分に認識をしております。しかしながら、酪農乳業の視点からT P P交渉を見た場合、交渉に参加し関税を撤廃することによるマイナスの影響が極めて大きいと認識をしております。新政権においては「聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉参加には反対である。また国益にかなう最善の道を求める」ということでございますが、基本方針は高いレベルの経済連携と国内農業・農村振興の両立ということにあると認識をしております。食料自給率の向上や食料の安全確保が大前提となる問題でございますので、

農業者も我々食品製造業者も将来展望を描くことができるビジョンや政策等をしっかりと議論していただいて、国民合意の後にその方向性が定められることを期待しております。新しい政権になりましたので、改めて、情報開示を含め、こうした取り組みをお願いしたいと考えております。

5つ目、最後は加工原料乳限度数量と補給金単価の問題であります。加工原料乳の限度数量決定に当たりましては次回、御説明をいただくということでございますが、需給実態に即した適切な水準となりますように御配慮をお願いしたいと考えております。また、昨年9月の平成25年度の概算要求の中で、今年度同様、チーズ向け生乳供給安定事業に生産者需給調整機能強化対策を織り込んでいただいたことについて、我々としては極めて有効な対策ということで感謝をいたします。こういったことを含めて、酪農乳業産業基盤の維持拡大に関する関連予算についての確保を是非ともお願いしたいと考えております。それから、補給金単価について、これは一定のルールに基づき適切に算定をしていただくようお願いを申し上げます。

乳業者の立場で意見を述べさせていただきましたけれども、我々乳業者は、単独で成り立っているわけございません。酪農と乳業は密接な関係にありますので、あわせまして、日本の酪農乳業基盤が安定するように幅広い視野で関連対策を御検討いただければと思っております。是非よろしくお願いしたいと思っております。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

那須委員、お願いいたします。

○那須委員

よろしく申し上げます。

私は熊本県で赤牛を飼っておりますけれども、現場は担い手不足で本当に困っております。ほうぼうで牛舎が空いております。私は、農業委員をしておりますが、先日、1軒だけ、空き牛舎と土地が1500万円で売れました。今後は、そんな牛舎なり建物がどんどん増えてくるのではなかろうかと懸念しております。

ですから、まず行政にお願いしたいことは、農業者がやる気や元気を起こせるような地域にあった、ニーズにあった政策をとっていただきたい。全国一律で進めますと、マルキンと同じように不満不平が出てきますので、地域にあった、ニーズにあった政策をお願いしたいということです。

私たちは、それを踏まえて努力と熱意を持って頑張っていきますので、まずは、どういうふうにしたいか、どういうふうに日本の畜産をやっていきたいかという方向づけを、余り難しい言葉じゃなくて、誰もがわかるように言っていただくと、「行政的にはこういうことをしたいんだ。自分たちはこう動けばいいんだ」ということがわかってきますので、方向づけをしていただくことをお願いしたいと思います。

今、現場では「どういうふうに畜産行政はしたいんだろうね」というので盛り上がっております。「全然そういうことはわからんね。あの人たちも頭よかばってん、わからんとよ」なんていう話が地元では出ております。そういう中において、畜産というのは野菜と違いまして、5年後、10年後を見据えて経営しなければなりません。ここ1、2年でできるような畜産業じゃありませんので、5年後のビジョン、10年後のビジョンをしっかりと描いていただいて、この地域ではこの方向にさせていただきますよということを示していただくようお願いしたいと思います。

それと、戸別所得補償制度というのがあります。前の政府のときは、経営所得安定対策大綱とか何か、そういう言葉で言われていたんじゃないかなと思います。そのときも、私たちは女性部で劇をしました。漢字をいっぱい並べていただいてもわかりませんので、これはこういうことですよというのを劇にして皆さんに訴えたことが記憶に残っております。ですから、戸別所得補償、今度の制度も、こういうことですよというのをしっかりわかるように説明していただくことをお願いします。

また、畜産において、戸別所得補償が野菜とかお米とかはありますけれども、畜産に関してもあるのかなと、ちゃんと継続してあるのかなというのも一つの懸念ですので、それもよろしく願いいたします。

それから、新規就農者に関してですが、今年息子が新規就農しまして、やっと着手するようになりました。本当に時間がかかりました。なぜ時間がかかったかということ、親元にありますけれども、本当の素人ですので、設計の段階から、誰に設計を頼んでいいか、そこからわからない。お金をかけなくていいところで、設計にお金がかかったりしました。新規就農者が踏む最初の段階のところを役場でもいいし、振興局でもいいですけども、フォローしていただくようなことをお願いします。新規就農者が次のステップに行けるような、そういうことができるようなフォローをお願いしたいと思います。

それから、最近、中国で鶏に抗生物質が投与されているといった話題が紙面を賑わせておりますけれども、私たちは毎日、本当に安心安全なものを消費者の皆さんに提供する

よう努めております。22年に口蹄疫が発生しました。以前とは異なり、最近は牛舎の消毒や踏み込み槽の設置等、みんなが徹底するようになりました。これは本当にいいことだと思います。そんなふうにして日本の農業者は頑張っておりますので、海外の汚染された食べ物が入ってこないように、それが流通で流れないように、情報を早く皆さんに知らせていただきたいというのが私たちの願いです。

以上です。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

花田委員、お願いいたします。

○花田委員

花田でございます。

今、畜産農家のお話を那須委員からされました。私は福岡の食肉市場に勤務しておりますけれども、農家を回るたびに、牛が減っていく、空いた牛舎が目立つようになってきたということで、市場のほうでも色々な支援をしておりますけれども、それも追いつかないような状況になってきております。空いた牛舎を第三者に譲ってやっていただいておりますけれども、その後を継ぐ人がいないということで、畜産農家が非常に減ってきているなというのを実感しております。そういうことから、農水では多種多様な補助制度がありますけれども、後継者が育つような補助制度、もっと現場が直面する部分への支援を強化していただきたいなと感じております。

我々市場の立場としては、まず検査体制ですね。BSE検査をやっておりますけれども、当初、20カ月齢で線引きされて、月齢以下の部分はしなくていいということになりましたけれども、一生産地のと畜場で自治体が全頭検査をやるというふうになると、大手の量販店は、一部でやっているのであるならば、全部やらないと買えないということが広がって、今ではBSE検査は全国で実施されております。

今度、緩和されて30カ月齢で線引きがされ、今年の4月ぐらいには実施されるのかなということで非常に期待している反面で、前回と同じように、大きな畜産県については今でも全頭検査をやるよということを打ち出しているようなところがあります。そうすると、30カ月齢で線を引かれても、今と同じように全頭検査をしないと大手量販店が買わないという状況が出てくるのかなと思います。

そこをお願いしたいのは、30カ月齢というのは非常に微妙な月齢なんですね。ブランド

牛では31、32、33カ月での出荷というふうになるでしょうけれども、今は肉専用種でも26、27カ月ぐらいで出荷するようなどころがあります。同じと畜をするにしても、検査をするもの、しないものが交互に入ってくるような状況になってきますので、そこら辺の線引きも非常に難しいという状況であります。ですから、先ほど説明がありましたけれども、国際基準を踏まえたさらなる月齢の引き上げ、我々としては、48カ月、その部分まで含めて同じ対応をしていただければと考えております。

もう一つは、えさの自給率です。農家は、子牛高、飼料高で非常に厳しい状況にあります。先月の子牛の単価が50万円、いいものは70万円という状況です。うちの市場の相場を見ますと、枝肉重量500キロでキロ単価2000円として1頭あたり100万円なんですね。だから、50万円から70万円の牛を導入した場合に、えさ代が30万、40万かかってきますので、そこでとんとん。農家の場合、人件費はもともと計算しないでやっていますけれども、子牛の代金も取れないような生産者が非常に増えてきたというのを実感しております。

そういう部分では、粗飼料だけでなく濃厚飼料、今言われたとうもろこしだとか、ふすまとか、そういう部分も国産に切りかえていく。飼料米を作ることに對して助成されておりますけれども、一般の米で余ったものをえさに回せばいいのであって、特にえさとして米を作る必要は何もないのではないかと。とうもろこし等を自家生産したものに対して助成していただく。そういう形の方策のほうが畜産農家についてはもっと効果があるのではないかなと感じております。

それから、話が若干変わりますけれども、もともと僕も農家出身で、かつては家族ぐるみで農作業をやっていたんですね。何が言いたいかといいますと、小規模農家、家内農家を育成・補助して行っていただきたい。そうすることによって、環境の保全と、もう一つは福祉の問題にまでつながってくるのかなと思います。

今、町の中で見ていると、60、70過ぎたら、おじいちゃん、おばあちゃんは仕事がなく、私もそうですけれども、朝からスポーツジムに行って自転車をこいだりしているが、それだけの力を生産につなげられるような方法はないのか。農家の人はやっとな歩ける人でも田んぼに出て作業している。これがぼけ防止とかそういうものにまでつながってきたんじゃないかなと感じまして、小規模農家の育成あるいは保護も必要ではないかなと感じております。

以上です。

○武内部会長

ありがとうございました。

晴野委員、お願いいたします。

○晴野委員

晴野でございます。

食料自給率と飼料自給率、先ほど少し御説明がありました。もちろん両方重要ですが、配合飼料を作る原料のほとんどは輸入に頼っており、諸外国に買い負けないということが最重要課題かと思えます。

その一つとしては港湾設備の充実です。この件については、国交省がこの数年をかけて考えておられますけれども、2015年にパナマ運河が拡幅されます。穀物バルク船はどんどん大きくなってきており、例えばバルク船の一番大きいパナマックスは船長が225mで、横幅が32mあります。そういう船で安価に運んできているわけですが、パナマ運河拡幅に伴いさらに巨大化します。そうすると、ますます海上運賃等の面で日本は、非常に不利な状況になっていきます。これが一つの問題です。

それから、配合飼料の基金制度並びに安定供給を図るための備蓄制度の充実が次の課題かと思えます。我々、会員である輸入業者、商社12社で組織しておりますが、特にとうもろこしでいいますと、米国産は従来9割を占めていたものが今は7割を割るという事態になってきています。理由としては、当然のことながら我々は安く安全に仕入れるために、ブラジルあるいは黒海沿岸国といった他産地からの輸入にも努めております。また一方で、各商社は原産地、いわゆる穀物生産地での事業提携をし、有事の際の対策を講じております。

昨年、アメリカの中西部で干ばつが発生したことは皆さん御存知の事と思えます。そのときに、飼料穀物価格は最高値をつけました。特にとうもろこしは大減産となり、各国の争奪戦となって値段が上がったわけです。

先ほど申し上げましたように、ブラジルからの輸入に向かったのは日本だけではありません。さらに追い打ちをかけるように、ブラジルは輸出の施設、インフラが整備されていません。それがために、とうもろこしの積載が1、2カ月遅れました。日本は潤沢な在庫を持っていませんので、備蓄の35万トンも使い切りました。飼料メーカー様も努力されて、とうもろこしの代わりに飼料用小麦とか、ふすまとかを代替して何とかつなげることができました。

日本は、飼料で言いますと、とうもろこしは毎月 100 万トン要ります。我が国のほか商品の備蓄と比較しますと、米が 1.4 カ月分の 100 万トン、小麦は 2.3 カ月分、石油は 95 日分あります。配合飼料の備蓄は、先ほど申し上げましたように、20 万トン。これでは 6 日分しかありません。有事の際、特に去年の場合は干ばつでミシシッピー川の水位が低下し、はしけ輸送に影響が出たため、ほかの国から輸入したわけですがけれども、緊急時の対策として備蓄の検討が喫緊の課題かと思えます。

先ほど配られた参考資料 3 の中には備蓄 20 万トンを 60 万トンに戻すということが書かれていましたが、是非お願いしたい。ただ、60 万トンといえども、これは 18 日分しかありませんので、60 万トンから更に増やしていただきたい。平成 5、6 年には飼料備蓄は 120 万トンで 80 万トンが穀類——とうもろこしとマイロですね——、それと大麦がありましたけれども、結果的には 20 万トンまで減りましたので、今回の 60 万トンをきっかけに増やしていただきたいというのが我々の要望でございます。

次に配合飼料価格の基金制度についてです。先ほどお話にありましたように、穀物価格が高騰しましたので、国民の日常物資である小麦関連、バター、チーズ、食用油等が値上がりしました。10～12 月期の配合飼料価格については、基金からの補填金により実質的な負担は無くなりました。今回は 1～3 月期は据え置きということで逆に、実質的な負担が 1150 円増加している。特に米国の場合は、穀物価格が上がると、去年、すぐに飼育途中の家畜をと殺して市場に回した。一時的には豚肉、牛肉が安くなりましたが結果的には上昇しました。そのように市場や相場に連動した対応がみられるが、日本の場合は去年の 10～12 月は、マスコミでよく取り上げられ、史上最高値をつけたものの、価格高騰部分は全部カバーされているために、畜産物の末端価格を値上げすることができなかった。そういうことが実際に起こりましたので、制度上のジレンマかと思いますが、これに対応することができないものかというのが我々の要望でございます。

以上です。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

いただいた御意見の中には、この部会あるいは生産局の管轄を超えるような話もあったかと思いますが、その辺についてはほかのところに話をさせていただくということもあろうかと思しますので、その辺も含めて御回答いただきたいと思えます。

○渡邊畜産企画課長

畜産企画課長でございます。答弁漏れございましたら、また関係課長の答弁の後に御指摘いただければと思いますけれども、私から概括的なことを申し上げたいと思います。

多くの委員が言及された、えさ価格が高くなってきているという問題。その中で、経営ですね。肉用牛の肥育あるいは豚、あるいは繁殖も通じて、もちろん鶏、卵も通じて経営が厳しい状況というのが指摘をされたわけでございます。その中で配合飼料価格の安定基金の制度、さらに出口のところの畜産物に対する経営安定の制度、価格差補填をするマルキンあるいは養豚対策あるいは、卵もございましてけれども、そういった安定制度でやっているわけでございます。

色々いただいた御意見の中には、昨日、補正予算を決定して、今後、25年度予算の編成過程が大詰めになるわけでございまして、そういった中で答えていくべき課題と、さらにもうちょっと息が長く、26年度予算あるいは、その後に向けた息の長い検討課題も色々あるかと思っております。私ども、そこはよく整理をして、皆様方の意見を伺いながら検討して答えを出していくということが必要かなと思っております。

私からは、現在進んでおります予算編成のプロセスで出した、あるいは要求中のものを御紹介させていただきたいと思っております。12月に政府としては24年度予算の予備費を使った対策を打って、その後、今月になって補正予算ということで緊急経済対策を打ち出して、昨日には補正予算を閣議決定したわけでございます。そして、今月末の、来年度の予算、本予算の概算決定に向けた作業を本格的にやっているところでございます。

それについて、先ほど説明漏れもございましたので、各委員の皆様方から御指摘いただいたものの中の相当部分は、ある程度答えが出せている部分もあろうかと思っておりますので、それを参考資料3で御説明を追加でさせていただきたいと思っております。

参考資料3に平成24年度補正予算の概要ということで資料がございまして、目次をめぐっていただきまして、項目が5つございまして、飼料関係の最初の2つについては、後ほど振興課長から御説明させていただくことといたしまして、私からは5ページ以降の対策について御説明をさせていただきます。

5ページ、めぐっていただきまして、畜産経営安定対策ということで、新マルキン事業あるいは養豚経営安定対策については、来年度予算で前年同額で所要額を要求しているところでございますが、補正もございましたので、当面の配合飼料価格の高騰あるいは枝肉価格の低迷に対応した積み増しということでマルキン事業あるいは養豚経営安定対策の拡

充、さらには生乳の需要基盤、需要の確保に向けた新商品等の開発のための支援といったものを補正の中で盛り込ませていただいております。

また、9ページに行きますけれども、生産性向上あるいは飼料生産の支援のために、機械のリースでございますけれども、250億円ということで、補正で措置をいたしました。10ページにあるような通風装置ですとか、エコフィードの給餌機ですとか、ここに書いてあるような機械類を3分の1補助付きのリース、あるいは品物によっては2分の1でございますけれども、補助付きのリースで導入を支援するといったことによって、生産性の向上あるいは飼料生産の支援といったものを取り組むということで打ち出しております。

さらに、えさ高ということで、当面の資金対応が11ページにございます。11ページというよりも、資料4に戻っていただきまして、資料4の34ページにございます。畜産農家の融資制度を今回の予備費から補正にかけまして拡充しております。特に拡充をいたしましたのが左側の農林漁業セーフティネット資金のところの※印にございますけれども、配合飼料価格の高騰、高どまりの影響を受けた方への特例措置として、これは運転資金でございますけれども、無担保無保証人での貸付を可能とする措置を12月の予備費の中で措置しております。あわせて、貸付限度額の拡充といった措置も同時にとっているというのが1つ。

さらに、右側の下ですね、運転資金に加えまして負債対策ということで、②の部分ですけれども、特に配合飼料の高騰で急速に悪化した経営の方には負債の一括借り換えを可能として、かつ当初2年間を無利子で資金供給をするような対策、さらには債務保証への補助による支援といったようなものも、補正の中で対策をとっているところでございます。そのほか、ここに既存の対策もございますけれども、そういった対策の拡充を通じて、予備費から補正の中で対策をとっております。

また、当初予算、これから編成過程へ入るわけでございますが、その中で、強い農業づくり交付金においては、離農したところに後から人が入れるような経営資源を継承するための新規の対策等を措置いたしまして、できる限り対応していきたいと思っております。また、当面の予算編成過程が終わったら終わりというわけではなくて、今後、引き続いて、その次の年度の予算に向けて、さらに制度的な検討等対応をしていくということになるかと思っておりますので、御指摘受けとめて対応していきたいと思っております。

○大野畜産振興課長

畜産振興課長でございます。飼料関係について、御意見も含めていただきましたので、お

答えたいと思います。

まず石澤委員から、配合飼料の基金制度について、基金制度があるからいいじゃないかということで、生産物の価格を上げることができないということでございました。資料4の26ページに、この基金の仕組みとして、下の通常補填で生産者とメーカーが積んでおられて、上の異常補填基金について国が2分の1出すと、こういう仕組みであると、こういうのをいつも申し上げております。

通常補填、基本的な部分については、まさしく生産者とメーカーで積んでおられるということは、まさにそのとおりでございまして、私どももPRに努めますけれども、一方で、4年前の価格高騰の際、消費者の理解醸成を図る取り組みをやりましたけれども、こういった取り組みを両方でやっていく必要があるのかなと思います。

それから、多収米については、価格高騰のとき、平成20年の飼料米作付け面積が1611ヘクタール、今や24年度で3万5000ヘクタールですので、この4年間、20倍というぐらい伸びております。そういった中で、専用種、多収米については利用がまだ2割程度。飼料用米、WCSを合わせて、種子の使われ方から見て、2割強しか専用品種は使われていないという状況だと思います。

先ほど花田委員から、全部主食用米でいいじゃないかというお話もございました。主食用米ですと、主食米が不足する、あるいは相場がいいときに、そちらに動けるといいうのもあるんですが、明かにそこまで主食用を作らなくてもいいと、こういう面積もございます。そういった面積を利用するのは、多収米のほうが収量が多いということで有利なんだろう、得策なんだろうと思います。

来年度、補正で飼料米へ使うための機械のリースも250億の中に見込んでおります。そういったものもついておりますし、要求中ですし、当初予算でも改めて多収米の専用品種の技術実証ですとか経営実証、シンポジウムの開催、こういったことも要求させていただいておりますので、改めて多収米の有利性について紹介していくことが必要だと思っております。

それから、牧草とわらといったもののバイオマス利用です。セルロースですとか、ソフトセルロースですとか、こういうものからバイオエタノールを取るので、爆砕するとか、物理的な方法ですとか、化学的処理をやってエタノールを取るという方法があります。牧草にしろ、稲わらにしろ、一時保管させていただいている。いずれ最終処分をやらなくてはならないんですが、こういった中で、最終処分の前に減容化するという取り組み

は、非常に重要だと思っています。一番いいのは初めから焼却してしまう方法ですが、ペレット化ですとか、炭化ですとか、色々方法を考えています。

ただ、コストの問題があります。また、放射性物質に汚染されている原料であるということも考慮に入れる必要があるんだろうと思います。いろんなことを考えながら、減容化のために適している方法を引き続き探していきたいと思っています。

それから、価格安定制度のお話がありました。これは中野委員からもございました。配合飼料価格安定制度、とにかく、この補填だけに頼るわけにはいかないというので、今年度、9月21日に引き上げを発表させていただいたときに、あわせて発表させていただいたのは発動基準。先ほど御説明した2階建ての上の部分、国のお金が入っている部分は出やすくするという発動基準の引き下げとあわせて、配合飼料そのものを安くせんといかんということで、今は逆転していますけれども、当時、かなり安い小麦が出回っていたので、その小麦を利用できるように買い入れ枠を増やしたり、先ほど晴野委員からお話しありましたけれども、ブラジルとか多角化を支援する。要は、原料を求める、供給ソースの多角化はできるんですけれども、そこまでのルートというんでしょうか、チャンネルがまだ構築されていない。そうすると、どうしてもディーラーが生じる。そういうときのために備蓄を活用して、タイムラグが生じた部分については備蓄をお貸しして、実際に多元化したソースから穀物が届いたら現物で返してくださいと、こういうことを発表させていただきました。

また、11月の末には148億、配合飼料価格安定基金に予備費から充当いたしました。できる限りのことはやっていきたいと思いますが、えさの価格安定制度で全てえさの高どまりを解消するという制度ではないんだろうと思います。経営安定対策が基本にあって、予期せぬ価格の大幅な変動について価格安定制度が激変緩和をしていく。こういう仕組みの基本を考えながら、御意見を賜りながら、どうすべきなのかというのを考えていきたいと考えております。

それから、原発の関係でございます。企画課長から資料で御説明させていただきましたように、稲わらは、96%が大体段取りするものも含めて片づいている。堆肥については、8000ベクレルを超えるものは余りないんですけれども、宮城とか栃木とか福島を除いて、あらかた一時保管の取り組みが進んでいます。牧草についても、17万トンとか20万トンとか、汚染牧草の発生を言われています。今、4万トンほど、すき込み、焼却させていただいています。

それから、除染についても、外注もあるんですけども、農家の方みずから反転耕をやっておられる。そういう御努力もあって、3万9000ヘクタール、除染に必要な面積のうち1万9000ヘクタール、本当に頭の下がる思いです。進んでいる状況です。企画課長の説明の中でありましたけれども、やりにくい部分があります。傾斜地ですとか礫の多い部分ですとか、そういうところは技術的な開発も必要な部分もあります。引き続き力を入れていきたいと思います。

それから、中野委員からお話しございました自給飼料の点については、参考資料3の補正のところ、3ページになりますけれども、採草地ですとか、放牧地の施設の改修とか整備の支援、それから、今、中国で口蹄疫が発生して中国産の稲わらはとまっておりますけれども、国産の稲わらの利用拡大のための取り組み、それからTMRセンターの改修ですとか、コントラクターが土地を集積するときに必要な草地の改良とか、そういったことに131億つけさせていただいております。

こういうことで、飼料の自給率の向上に取り組み、力を入れていきたいと思われ、晴野委員のおっしゃられた国際バルク戦略みたいな感じで、ポスト・パナマックスに対応した勉強会も国交省とやらさせていただいております。

備蓄については、先ほどの補正の資料にありましたように、60万トンの規模にする。60万トンは国が事業でやる部分でして、前も120万トンあったのは、60万トン、これとあわせて民間にも同量をお願いするという形でやってきたので、可能な限り高いレベルで備蓄をしていきたいと思われ。

以上です。

○武内部会長

どうぞ。

○菅家牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長でございます。

飛田委員と中野委員から補給金単価と限度数量についてお話がございました。お話しありましたように、現在の飼料価格高騰の状況は、算定上は上げ要因に作用することと思われけれども、ほかにも費目はございまして、それらの費目の物価動向を適切に反映して、全体として適切に数字を算定してまいりたいと考えております。

それから、限度数量については、生産者の方々の生産の目標的な側面もあるということでございますけれども、まずは来年の脱脂粉乳、バター等加工原料乳の製品となるものの

需要をにらみながら検討してまいりたいと考えております。いずれにしても、来週の審議会にお諮りできるように作業を急いでまいりたいと考えております。

それから、中野委員から需給のお話がありました。牛乳乳製品については需給の安定が非常に重要なものでございます。生乳がしっかり生産されて、それがきちんと乳製品となって消化をされていくということが重要でございますが、その面で申し上げますと、しっかりと生産者の方々には増産に取り組んでいただいております。それから、乳業界のほうでも、ややもすると需給が不安定化しそうな中で、落ちついた対応をしていただいているということで、両サイドの皆様方には敬意を表したいと考えてございます。

そういった中で、生乳の生産が回復途上にある中で、今ある国内の乳製品に対する需要を逃がさないということが非常に重要な課題でございます。そういった観点から、昨年のバターの2000トンの追加輸入、それから、年末に発表いたしましたけれども、5000トンの脱脂粉乳のカレントアクセスの前倒し輸入をやらせていただいたわけでございます。

予算の面で申し上げますと、先ほど企画課長からお話ございましたが、今回の補正予算で消費拡大、新規需要の開拓のための予算を15億円、措置しております。こういったものも使って消費拡大にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森田食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長でございます。

飛田委員から肉用子牛の補給金についても御指摘がありました。肉用子牛の補給金、保証基準価格については、生産費の動向等も考慮しながらルールに沿って算定していきたいと思っております。

以上です。

○川島動物衛生課長

動物衛生課長でございます。

花田委員から御指摘のございましたBSEの検査体制の問題でございます。これは厚生労働省の所管になっておりますが、委員御指摘のとおり、30カ月齢への見直しということと言いますと、黒毛和種の平均出荷月齢と一致するという状況でございまして、なかなか微妙な月齢だと考えられていると思います。

さらに引き上げについて審議中ということでございますので、そういった審議経過がどういうふうになっていくか、その辺の状況を見ながら、厚生労働省も地方自治体あるいは

市場関係者の御意見等も聞きながら検討していくと、全国統一的に対応する必要があると考えていると私は理解しておりますけれども、本日、御意見ございましたので、改めて私から厚生労働省に御意見をお伝えしたいと思っております。

以上です。

○渡邊畜産企画課長

石澤委員からございました再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度の価格の件でございます。この買い取り価格については、経産省で第三者委員会の意見を聞いて、適正な利潤を考慮して定めることになっております。私ども農水省としては、それに実際の実態やデータをインプットして、適正な価格が決定できるように努めていくことが我々の責務かなと思っております。

また、複数の委員からございましたT P Pについて、聖域なき関税撤廃には反対という方針が出されているわけでございます。また情報をしっかり取って、明らかにしながら対応していくことが基本かなと考えております。

それから、風評被害の指摘がございました。これは正確な情報を消費者に伝えていくということを基本にしっかりやっていく必要があると考えております。

○武内部会長

局長、最後にどうぞ。

○佐藤生産局長

各課長から答弁させていただいた中で漏れがあったかと思しますので、その漏れを補足させていただきます。

まず、石澤委員から福島のバイオマス資源を利用したエタノール製造のお話がございました。結論から申しますと、この話は畜産部ではなく他局の所管になってしまうのですが、地域の方がどう考えるかというところかと思っております。

と申しますのは、発電施設なりバイオマス利用向けに稲か何かを作付けするというのも一つの手だと思っているんですが、福島では、先ほど申し上げました復旧・復興ということで、皆さんだんだんと帰ってくるようになってきて、そうした段階で、例えば主食米なりができるようになります。そうすると、主食用ができるまでの間は、バイオマス利用は結構だと思うんですが、そのときの施設費等をどうするか。そういった採算の問題ありますので、それは地元の市町村長たちとよく話し合っただけで対応を考えていく必要があるのではないかと。切り口と申しますか、発想はそのとおりでと思うんですが、そういった現状

を考えていく必要があるのではないかというのが1つでございます。

もう一つ、花田委員から、これも他局の所管になってしまうのですが、家族ぐるみの小規模農家の保護という切り口からの御指摘があったわけでございます。平成25年度の当初予算要求の中で、これは農村振興局でやっているんですが、6次化ということでファンドを作ったりして、大きなチャレンジみたいなことを我が省はやっているんですが、それだけじゃないんじゃないか。地域に残されて、規模拡大等もできない方々をどうするかということで、地域の資源を活用して村おこしといいますか、地域の景観の整備を初めとした取組を支援するソフト、ハードをあわせた新規の事業を要求しております。そうした予算がつけば、今言ったような御指摘に対する一つの施策になるのではないかと考えております。そこは予算の結果を見て御報告したいと思っております。

以上です。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

ちょうど時間になりましたので、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。

○那須委員

済みません。一つ、質問いいでしょうか。

○武内部会長

どうぞ。

○那須委員

飼料米の件で、私の経験ですけれども、前の年に植えた種が明くる年に出てくるんです。人間が食べる米を植えたときに、明くる年に、それを何回も取りに入らなければならない。ですから、品種を考えるときに、1回で取ってできるように、パッと背丈が伸びるような、明らかに食べるお米と区別ができるような、背丈が高いような品種を選んでいただきたい。それでないと、それが伸びるまでに、伸びたなと思って、あれかなって取りに行ったら、2、3日たったら、また違うところが伸びていたりという感じで、何回も取りに入らなければなりませんので、区別がパッとつくような品種を作っていただきたい。

それと、えさの話です。さっき牧草は足りているという話でしたが、福島の人には「とても足りない」ということで、たまたま会合があったときに秋田の人には「ないかな」と言ったら、秋田の人が「うちにあるよ」ということで、「秋田から福島に送るね」という感じで話がついておりました。ですから、本当に福島で牧草が足りているのかというの

が私の懸念です。そこもしっかり調べていただいてフォローしていただくようお願いいたします。

以上です。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

今のようなことと、きょういただいた御意見の中でも、次回の部会の中で追加的な資料としてお出しすることができると思いますので、その点の御配慮、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まだ、ございますか。どうぞ。

○石澤委員

飼料米って誤解をされていると思うので、牛も豚も鶏も全部使える、とうもろこしのかわりになるということをきちんと説明していただいたほうがいいかと思ひますので、そこだけよろしくお願ひします。

○武内部会長

どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

それでは、大変貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項についてお願ひいたします。

○渡邊畜産企画課長

25年度予算ですけれども、今月中の概算決定を目指して作業しているということを先ほど申し上げましたが、この25年度の畜産物価格についても同じようなタイミングで決定する方向で作業をさせていただいております。

その点を踏まえまして、次回の日程については、御案内もしておりますけれども、来週25日の金曜日に開催する方向で最終調整をしております。また、決まりましたら、詳細については後日、改めて御連絡させていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○武内部会長

また次回もどうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。これにて散会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会